

担当課：農林水産部畜産課
直通電話：092-643-3498
内線電話：3983
担当者：清水、永野

高病原性鳥インフルエンザ発生農場（3例目）での殺処分の完了について

古賀市の家きん農場において、昨日、確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患者に係る殺処分が、本日17時に完了しましたので、お知らせします。

引き続き、家きん飼養農家と連携し、拡大防止に向けた衛生対策の徹底に努めてまいります。

1 これまでの経過

- (1) 1月2日（月）、当該農場から死亡家きんが増加した旨、通報。
- (2) 同日、農場立入検査を実施し、簡易検査の結果、陽性を確認。
- (3) 1月3日（火）、中央家畜保健衛生所による遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患者であることを確認。
- (4) 上記検査の結果を受け、同日9時より、当該農場の飼養家きんの殺処分及び処理を開始。同時に、感染拡大防止のため、主要道路に消毒ポイント3箇所、緊急消毒ポイントを1箇所設置し、畜産関係車両の消毒を開始。併せて、近隣農場の消毒を強化。
- (5) 同日、県内の全ての家きん飼養農家に対し、消毒の徹底、防鳥ネットの破損箇所の補修、異常の早期通報など飼養衛生管理基準の遵守を指導。
- (6) 1月4日（水）17時、全ての飼養家きんの殺処分が完了（445羽）

【防疫作業動員数】 約340人（4日午後までの延べ動員数）

※ 1クール80人体制で、8時間交代で実施

2 今後の防疫対応

- (1) 殺処分した家きんと汚染物品の処理、農場全体の消毒（初動防疫措置完了）
- (2) 周辺農場の清浄性の確認検査を実施し、問題がなければ、初動防疫措置完了後、約2週間で搬出制限区域^{※1}、約3週間で移動制限区域^{※2}を解除（防疫措置完了）

※1：発生農場から半径3～10km以内の区域。区域外への搬出を禁止

※2：発生農場から半径3km以内の区域。家きん等の移動を禁止

3 その他

- (1) 日本では、これまで家きん肉及び卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例はありません。
- (2) 今後とも、本件に関する情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することのないよう、ご協力をお願いいたします。